水道料金体系の仕組みについて

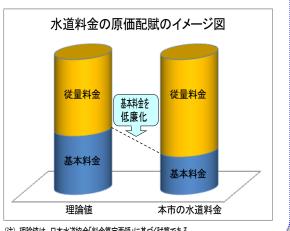


基本料金と従量料金

水道料金は、基本料金と従量料金で構成しています。

施設型の産業である水道事業では、 固定的費用が大部分を占めています。 このため、使用水量に関わらず一定金 額を基本料金として回収しています。

なお、政策的配慮から、基本料金は 低廉なものとし、より多くを従量料金 として回収する仕組みとしています。



(注) 理論値は、日本水道協会「料金算定要領」に基づく試算である。

逓増型料金とは

逓増型料金とは、従量料金について、 使用水量が多くなるほど1m³当たり の料金が段階的に高くなる料金体系の ことです。主に消費の抑制、小口使用 への配慮を目的としており、本市を含 め多くの水道事業が採用しています。

なお、近年、水需要は減少傾向に あるため、経営的観点から、緩やかな 見直しが求められています。



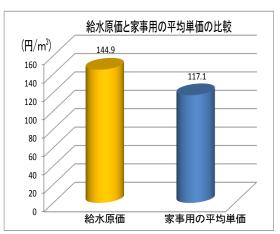
(注) 上記の料金単価は2か月につき(税抜き)。また、家事用の201m3以上は241円である。

小口使用への配慮

上記のとおり、基本料金は極力低額 とし、また、逓増型料金とすることで、 小口使用に対しては、できるだけ低廉 な料金となるよう配慮しています。

具体的には、水道水1m³当たりの **給水原価は144.**9円であるのに対し、 主に生活用水として使用される**家事用** 1m³当たりの平均単価*は117.1円と なっています。

※ 家事用の水道料金収入を家事用の有収水量で除して算出したもの。



(注)上記の数値は、平成28年度決算値によるものである。